

約 20 人に 1 人、 何かしらの障がいがある

障害者手帳などを所有せず、長引く病気やけが等で、日常生活にじづらさを感じている人も対象として調査した結果、日本の障がい者の総数（推計値）は 787.9 万人*とされ、人口の約 6.2%、約 20 人に 1 人が何かしらの障がいがあるとされています。

※厚生労働省 平成 23 年せいかつのじづらさに関する調査から

SUPPORTER あいサポート運動



平成 26 年 10 月 16 日のキックオフセレモニー。鳥取県知事も駆け付けた。

平成 21 年に鳥取県から始まった、障がいのある人が暮らしやすい共生社会を皆さんと一緒につくっていく「あいサポート運動」。三芳町と富士見市も推進する協定を平成 26 年 10 月に鳥取県と締結しました。1 時間半の研修を毎月実施し研修修了者にはハートが重なったバッジを贈呈。「あいサポーター」として、自分ができる範囲で、障がい者へのサポートを行っています。

QRコード 手話言語条例制定



町議会 12 月定例会で全会一致の可決。前列が聴覚障害者の会の皆さん。

視覚的に表現する言語の「手話」。音声言語である「日本語」。それぞれの言語を尊重し、共に生きる社会をめざし、昨年 12 月 10 日に三芳町手話言語条例が施行されました。県内では朝霞市に次ぐ 2 番目、町村では県内初。

どうしてもあんなことをするんだろうと、障がい者の行動を不思議に思ったことはありませんか。しかし、それはおかしなことではなく、意味のあるものだと思います。

「例えば、お店の中で大声を出す子がいますよね。自閉症の子の多くは、自分の意思を言葉で、伝えることが出来ません。限られた情報伝達手段のなか、『うれしい』とか『楽しい』といった感情を、自分の声で表現する唯一の方法が、大声を出すことなんです」と、障がいのある子の保護者は話します。

不思議だと思っていたことも、なぜそうするのかという意味や、理由を知ること、障がい者への理解に

繋がります。

障害者差別解消法

すべての国民が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的として、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されます。

障がいを理由として入店やサービス提供の拒否、制限、条件を付けたりするようない行為や、障がい者から配慮を求めるといった意思表示があつた場合、合理的な配慮を行うことが求められます。

典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをするこ

とや、窓口で障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

あいサポート運動と手話言語条例

一方、三芳町では平成 26 年から障がい者の理解を深め、共生社会をめざすための運動「あいサポート運動」を開始しているほか、昨年末には県内町村では初となる「手話言語条例」が施行されました（左列参照）。

個性は十人十色

障がい者とふれあう機会があれば、より理解が深まり、共生社会に

繋がります。

右頁の写真。調理の終わった春雨を、真剣に詰め込む、町内の福祉喫茶ハーモニーで働く村上智香さん（29）。ダウン症です。村上さんはお話が好きで、笑顔が魅力的。この「個性」を活かし、この作業のほか、注文や配膳なども任されています。

障がいのある人もない人も得意なことや個性は十人十色。障がいは個性。その個性を知り、受け入れ、ふれあうことが当事者や周囲に大切なことです。

障がいを身近に感じ、理解し、共に生き、すべての人が活躍できる社会へ。障がいについて、一緒に考えてみませんか。



写真：福祉喫茶ハーモニーで働くダウン症の村上智香さん。春雨 5 バックを 30 分程度の時間をかけて、きゅうり、ニンジンなどの具材にばらつきがないように、重さを量りながら丁寧に詰めていく。単調な作業でも集中する瞳が印象的。

住人十色

～共に生きる～

色々な人が住む三芳町。その中には生活しづらいつと感じる障がいのある人もいます。一人ひとりが個性を理解し、共に生きることができると、誰もが活躍できる社会へ。今の特集は「住人十色」。障がいを知り、理解することを考えてみませんか。